

過誤申立事由コード

過誤申立事由コードは前2桁と後2桁を組み合わせた4桁で設定します。

◎ 前2桁(様式番号)・・・取下げを行いたい請求明細書の様式番号を表します。 ◎後2桁(申立理由番号)・・・過誤申立の理由を表します。

例として、訪問介護の実地指導によるものであれば、**過誤申立事由コードは「1042」と**なります。

(1)前2桁＝様式番号について

介護給付費

介護給付(要介護者)			
様式番号	サービス種類	明細書様式	
10	11 訪問介護	二	
	12 訪問入浴介護		
	13 訪問看護		
	14 訪問リハビリテーション		
	15 通所介護		
	16 通所リハビリテーション		
	17 福祉用具貸与		
	31 居宅療養管理指導		
	71 夜間対応型訪問介護 *		
	72 認知症対応型通所介護 *		
	73 小規模多機能型居宅介護 (短期利用以外) *		
	68 小規模多機能型居宅介護 (短期利用) *		
	76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 *		
	77 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外) *		
	78 地域密着型通所介護(平成28年4月サービス分から) *		
	79 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用) *		
	21 21 短期入所生活介護		三
	22 22 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)		四
	2A 2A 短期入所療養介護 (介護医療院)		四の三
23 23 短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	五		
30 32 認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外) *	六		
32	33 特定施設入居者生活介護 (短期利用以外)	六の三	
	36 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用以外) *		
34	38 認知症対応型共同生活介護 (短期利用) *	六の五	
	27 特定施設入居者生活介護 (短期利用)		
36	28 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用) *	六の七	
	40 43 居宅介護支援 (計画費)		七
50	51 介護福祉施設サービス	八	
	54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 *		
60	52 介護保健施設サービス	九	
61	55 介護医療院サービス	九の二	
70	53 介護療養施設サービス	十	

介護予防給付(要支援者)		
様式番号	サービス種類	明細書様式
11	61 介護予防訪問介護(平成30年3月サービス分まで)	二の二
	62 介護予防訪問入浴介護	
	63 介護予防訪問看護	
	64 介護予防訪問リハビリテーション	
	65 介護予防通所介護(平成30年3月サービス分まで)	
	66 介護予防通所リハビリテーション	
	67 介護予防福祉用具貸与	
	34 介護予防居宅療養管理指導	
	74 介護予防認知症対応型通所介護 *	
	75 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用以外) *	
69 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用) *		
24 24 介護予防短期入所生活介護	三の二	
25 25 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	四の二	
2B 2B 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	四の四	
26 26 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	五の二	
31 37 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外) *	六の二	
33 35 介護予防特定施設入居者生活介護	六の四	
35 39 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) *	六の六	
41 46 介護予防支援 (計画費)	七の二	

※ サービス種類欄に「*」が表示されているものは、地域密着型サービスです。

介護予防・日常生活支援総合事業費

10	介護予防ケアマネジメントを除く全てのサービス	二の三
20	介護予防ケアマネジメント	七の三

※ ただし、介護予防ケアマネジメントの過誤申立は本帳票では出来ません。

(2)後2桁＝申立理由番号について

02	請求誤りによる実績取下げ
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ ※区の実地指導によるものは「42」です。
99	その他の事由による実績の取下げ ※都道府県の指導検査によるものは「99」です。

基本的には左記のいずれかを使用しますが、保険者や国保連から、介護給付適正化による取組に係る過誤申立等により、別の番号を指示された場合は、その番号を記入してください。